

「有機農業実践講座の開設及び継続的な有機農業講座（座学・実践）研修体制構築に向けた調査業務」委託先募集要項

1 事業の目的

本県では、環境と調和のとれた持続的な農業の取組の一つとして、「愛知県有機農業推進計画」を策定し、有機農業の推進を図っている。

有機農業の取組拡大・定着支援として有機農業者の人材育成に取り組み、2025年度から有機農業を目指す就農希望者、有機農業への転換希望農業者等を対象に、有機農業を経営する上で必要な栽培技術、販売、経営に関する知識を体系的に学ぶ場として、有機農業講座を開催している。受講生や市町村からは、さらに実践的な技術等を学べる研修への要望が多い。

有機農業の定着拡大を図るため、座学中心の有機農業講座に加えて、有機農業の実践技術を学ぶ機会の創出など新たな研修体制の構築を目的として、本事業を実施する。

2 業務の内容

(1) 有機農業実践講座の開設に向けた調査

愛知県内外の有機農業者育成のための研修事例を調査し、愛知県に適した有機農業実践農家ほ場を活用した栽培技術等が学べるカリキュラム、運営方法、有機農業実践農家講師候補者等、2027年度以降実施する実践講座について企画提案すること。

また、研修を継続的に実施できる運営体制（座学・実践を含んだカリキュラム、運営方法、講師、財源等）について提案を行うこと。

(2) 受講生と有機農業実践農家とのつながり（ネットワーク）づくりの検討

受講生と講師である県内有機農業実践農家、又は受講生同士が、研修の場以外で情報交換ができるネットワークの仕組みについて検討、提案すること。

(3) 報告書及び仕様書の作成

(1)、(2)に関して調査結果を報告書にとりまとめる。(1)のうち実践講座、(2)については、翌年度の実施に向けた仕様書を作成する。

(4) その他(1)から(3)に関連する業務

業務の詳細は別添1「「有機農業実践講座の開設及び継続的な有機農業講座（座学・実践）研修体制構築に向けた調査業務」委託仕様書」のとおり。

3 参加資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募資格者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ただし、個人での応募はできない。

① 愛知県に本社、支社又は営業所があること。

② 愛知県の「令和8・9年度入札参加資格者名簿」掲載者のうち、「業務（大分類）03 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「16 その他の業務委託等」のうち取組内容（小分類）

「03 研修」に登載されている者、又は、募集期間開始日前までに入札参加資格審査申請を行っており、契約締結時に登録が見込まれること。

- ③ 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等）、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合等の団体であること。
- ④ 愛知県から指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 提案する事業の実施について、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可または指定、登録を受けている必要があるときには、当該免許、許可、認可または指定、登録を受けていること（労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可など）。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。
- ⑦ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除命令を受けていないこと。
- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- ⑨ 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 募集期間

2026年3月25日（水）から2026年4月10日（金）正午まで（必着）

5 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

2,620,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約期間

契約締結日から2027年3月10日（水）までとする。

(4) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(5) 電子契約について

本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県HPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

(6) その他

企画競争に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは

限らない。

6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。

(1) 日時

2026年3月30日（月） 午後4時30分から

(2) 方法

オンライン開催（Teamsを使用）

(3) 参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。お申込みいただいた方へ、オンライン会議のURLや注意事項等を電子メールで送付する。

- ・申込期限：2026年3月27日（金）午後3時
- ・メールの件名は「有機農業実践講座の開設及び継続的な有機農業講座（座学・実践）研修体制構築に向けた調査業務の説明会参加」とすること。
- ・本文中に次の1～3を記載すること。
 1. 貴社（団体）名
 2. 参加者氏名
 3. 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・申込先：愛知県農業水産局農政部農業経営課
環境・植防・肥料農薬取締グループ
電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

(4) その他

- ・説明会への出席は必須条件ではないが、できる限り出席すること。
なお、欠席により不利益を受けられてもその責任を負わない。
- ・審査及び評価基準等に係る質問については受け付けない。

7 応募方法等

(1) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

①企画提案書（様式1）（A4判・10ページまで）

②経費積算書（様式自由）

※業務の実施に係る見積額の内訳がわかるように項目ごとに記述すること。見積額には、消費税及び地方消費税の額も記載すること。

③事業実施体制及び同種事業実績（様式2）

※同種事業実績について参考となる資料（チラシや実績報告の概要等）があれば添付も可とする。

④社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び申告内容に係る関係資料

⑤その他の書類

- ・定款または寄付行為
- ・会社等の概要がわかる書類（パンフレット等）
- ・役員名簿
- ・前年度もしくは前々年度の決算書類(事業報告書・貸借対照表・損益計算書等)
- ・県税を滞納していないことを証する書類（法人県民税・法人事業税・地方法人特別税及び自動車税）の滞納がないことの証明書
 - ※ 提出日において発行日から3ヶ月以内のもの
 - ※ 愛知県の入札参加資格を有している者は除く
- ・法人税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書
- ・事業実施に必要な許認可等を証する書類

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）※副本は写しで可

ウ 提出期限

2026年4月10日（金）正午（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送、宅配便のいずれか

※持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール及びFAXによる提出は受け付けない。

※郵送、宅配便の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 企画提案書類の提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（愛知県庁西庁舎4階）

愛知県農業水産局農政部農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ（担当：加藤）

電話：052-954-6411（ダイヤルイン）

(3) 企画提案書類作成上の注意事項

ア 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④募集要項に違反すると認められる場合

イ 企画提案書の提出は、1者1案とする。

ウ 提出期限後の問い合わせ、提出書類の変更（差し替え）や再提出には応じない。

エ 応募に関する質問がある場合は、2026年3月31日（金）正午までに、愛知県農業水産局農政部農業経営課に電子メールにより提出する（様式自由）。その際、件名は「有機農業実践講座の開設及び継続的な有機農業講座（座学・実践）研修体制構築に向けた調査業務委託

質問」とする。質問への回答は、2026年4月1日（水）までに、県のホームページに掲載する。

電子メール：nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

(4) その他

- ア 書類の提出に係る費用は、応募者の負担とする。また、提出した書類は返却しない。
- イ 提出書類に記載のある個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- ウ 採用された企画提案書の著作権は、県に帰属するものとする。
- エ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

8 選定者数

1者

9 審査方法

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする提出書類について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案が3件を超える場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行う。審査は非公開とし、審査の経過等に関する問い合わせや異議申し立てには応じない。

- ア 予備審査は企画提案書類を基に書面審査にて行う。
- イ 審査基準は審査委員会のものに準ずる。
- ウ 応募のあった全ての企画提案に順位を付け、上位3件を審査会へ付議する。
- エ 予備審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。
- オ 予備審査結果は、すべての企画提案者に対し、電子メール等で通知する。

(3) 選定委員会の開催

2026年4月17日（金）（予定）

【委員会における審査】

審査は、提出書類に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。プレゼンテーションは1者10分程度とし、説明は企画提案書をもとに行うものとする。説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

なお、予備審査の結果は、別途連絡する。

注意：選定委員会の録画・録音・SNS等による公開は、禁止とする。

(4) 評価基準

下記の評価項目、評価の視点に基づき評価する。

評価項目	評価の視点
企画全体の構成力	・仕様書の趣旨を理解した上で企画立案しているか。
スケジュール	・実現可能なスケジュールか。
取組内容	・事業の趣旨に沿った提案内容が具体的に記載されているか。 ・想定している研修、調査のねらい、効果が記載されているか。 ・本事業の成果を高めるための創意工夫が見られ、かつ、実現可能な内容か。 ・類似業務の実績があるか。
実施可能性	・業務の遂行に十分なスタッフやノウハウなどを有しているか。 ・実施スケジュールは余裕を持った計画となっているか。
経費積算見積	・適正かつ妥当な見積金額となっているか。
社会的価値の実現に資する取組	・社会的価値の実現に資する取組がなされているか。

(5) 失格

以下のような場合、失格とすることがある。

- ・応募書類が本要項に示された要件を満たしていない場合
- ・応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・その他、直接または間接に公平な審査に支障を来す行為が確認された場合

(6) 選定

審査委員会の審査結果を受け、県が委託先を選定する。

(7) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して通知する。

(8) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

10 スケジュール（予定）

2026 年 3 月 25 日	委託先募集開始
2026 年 3 月 30 日	説明会
2026 年 3 月 31 日	質問受付期限
2026 年 4 月 10 日	企画提案書の提出期限
2026 年 4 月 17 日	審査会による審査（プレゼンテーション）
2026 年 4 月中旬	契約締結、委託業務開始
2027 年 3 月中旬	委託業務実績報告書の提出、完了検査
2027 年 3 月中下旬	請求書の提出、委託料の支払い

11 問合せ先（照会先及び書類提出先）

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2 (愛知県庁西庁舎 4階)

愛知県農業水産局農政部農業経営課

環境・植防・肥料農薬取締グループ (担当: 加藤)

電 話 : 052-954-6411 (ダイヤル)

メール : nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp